

最高裁秘書第511号

令和2年2月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

どの支部において合議事件を取り扱うかを検討した際に最高裁が作成した文書（直近に作成したもの）

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年4月2日付け（同月3日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第72号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）